

厚木市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している者（以下「保護者」という。）が就労等の理由により休日に当該児童の保育が必要となり、休日に当該児童の保育を実施すること（以下「休日保育」という。）により児童福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、保育所を経営する者とする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、市内の保育所とする。

(定義)

第4条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(実施日)

第5条 休日保育の実施日は1月1日及び前条第3号並びに第4号を除く休日とする。ただし、実施保育所の行事等で休日保育の実施が困難なときは、この限りではない。

(対象児童)

第6条 この要綱による休日保育事業の対象児童は、前条に規定する期間内に保育できる者がいない健康で集団保育が可能な児童で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号の認定を受け、次の何れかに該当する児童とする。

- (1) 厚木市内の保育所、認定子ども園又は地域型保育事業を利用していること。
- (2) 厚木市内に居住する児童で市外の保育所、認定こども園又は地域型保育事業を利用していること。

(利用時間)

第7条 休日保育の利用時間は、午前8時00分から午後6時00分までの範囲内で必要な時間とする。

(利用定員)

第8条 休日保育の利用定員は、1日当たり6人とする。

(実費徴収)

第9条 この事業の実費徴収は、実施主体が市長と協議を行い決定するものとする。

(職員配置)

第10条 この事業に係る担当職員として、保育士2人以上（うち常勤保育士1人以上）を利用児童の年齢及び人数に応じて配置しなければならない。

(事業実施の手続)

第11条 実施主体は事業を実施するに当たり、事前に市長と協議を行わなければならない。

2 実施主体は、この事業を実施するに適切である旨の必要な書類及び事業の実施に関する書類を整備しておくものとする。

(その他)

第12条 この事業は、実施保育所の職員や設備の基準を含め、児童の処遇に支障のないよう十分注意するとともに、保育に当たっては保育所保育指針を参考とし、保育の

実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。